

令和7年度 神戸市渇水応急対策支援事業 【事業のご案内】

申請期間：令和7年12月8日（月）～令和8年1月9日（金）

※郵送受付は令和8年1月9日消印有効

支援対象：本市に居住もしくは事業所を有し、市域内で水稻・野菜・果樹等の農作物を作付け（栽培）している農業者であること

補助対象：令和7年6月27日～同年10月10日の間に実施した渇水応急対策に要した以下の経費

	補助対象経費		補助率
(1)	調達費	応急ポンプ・発動発電機等の購入代金	補助対象経費の85%以内 (4)動力費は過去3ヶ年の平均との差額を算出できる場合のみが対象
(2)	工事費	応急ポンプ・水路・送水管等の工事代金	
(3)	借入費	応急ポンプ・発動発電機・送水管等の借入費	
(4)	動力費	応急ポンプの動力費（電気代・燃料代）	
(5)	委託費	取水・給水・番水等のための外部委託費 (集落内の農業者への作業委託に係る費用は除く)	
(6)	工事費	常設ポンプ・井戸の工事代金	補助対象経費の40%以内
(7)	動力費	常設ポンプの動力費（電気代・燃料代）	

申請先：西農業振興センター・北農業振興センター

注意：申請は原則として「農会」単位で受け付け。ただし農会に属さない農業者のうち、農業用水利を共にする2戸以上の農業者は、共同で行った渇水応急対策をまとめての申請も可能。

支援事業の詳細は、神戸市HPよりご確認いただけます。

神戸市 渇水応急対策

検索



神戸市HP

【相談会のご案内】

下記の2日間、市職員が支援事業の申請に関するご不明点の相談の受付や申請書類の作成等の支援を行います。ご都合の良い日程にご参加ください。なお、来場の際は、渇水応急対策を行ったことがわかる資料等をご持参ください。

都合のつかない場合、個別にご相談ください。

※各日13時と16時に事業の内容や手続きに関する説明の時間を設けます。

《第1回》令和7年12月15日（月）13:00～19:00

会場：神戸市北区藤原台1丁目2-1

北神中央ビル7階 707会議室

《第2回》令和7年12月16日（火）13:00～19:00

会場：神戸市西区伊川谷町潤和1058

J.A.兵庫六甲西神文化センター 2階多目的室201

お問合せ先：神戸市経済観光局農政計画課（渇水応急対策窓口）

078-984-0372

【申請手続きに関するよくある質問】

問1. なぜ農会で取りまとめる必要があるのか。個人の申請は受け付けないのか。

答1. 今回の事業は国、県の事業も活用して行っており、公共事業の一環として行う趣旨であることから、一個人に対する支援が対象外となっています。ただし、個人の取り組みをとりまとめ、地域の渇水対策として実施する場合は補助対象と認める国のルールがあることから、「農業用水利を共にする2戸以上の農業者が、共同で行った対策」の場合、申請を受理します。

問2. 応急ポンプの動力費は、なぜ過去3ヶ年の平均との差額を算出する必要があるのか。

答2. 国、県のルールに基づき、渇水が顕著になる前の期間（平成28年～令和6年）のうち概ね3ヶ年平均との差額が補助対象となります。
ただし、市独自の運用として、過去1年との差額を確認できる場合も、補助対象とします。この場合、国、県の事業を活用した補助率85%と異なり、市独自の補助率40%となります。なお、過去からの差額を確認できる資料が無い場合は、補助の対象外となります。ただし、補助対象期間内（令和7年6月27日～同年10月10日）に購入した応急ポンプにかかる動力費については、過去の使用実績は無いことから、令和7年度に使用した動力費が確認できる資料をご提出下さい。

問3. 領収書等を処分してしまったが、補助対象にならないのか。

答3. 領収書等の対策に要した経費の支払を確認できる資料がないものは、補助の対象外となります。

問4. 補助の対象とならない経費について、どのようなものがあるか。

答4. 対象とならない経費の例

- ・応急対策実施日（契約・購入・使用日等）が令和7年6月27日～同年10月10日の期間外であるもの
- ・経費の支払を確認できないもの（証明する資料のないもの）
- ・動力費（電気代）について、渇水対策に要した経費とその他経費の仕訳がわからないもの
- ・他の補助金の交付を受けているもの
- ・集落内の農業者への手当
- ・水道の使用料金 等

問5. 申請後のスケジュールは、どうなっているのか。

答5. 申請書の内容を審査後、1月中旬までに補助金交付額をお知らせし、1月末に補助金を申請者に交付する予定です。

なお、交付額の決定にあたり、補助対象者に実施内容を直接確認させもらうことがありますので、内訳明細書には必ず連絡先をご記入ください。